

# 入札の条件（ゼロ債務負担行為に基づく契約の場合）

福島県南会津建設事務所

## 1 入札の条件等

入札の際提示すべき条件として、次の条項を追加する。

### (1) 請負代金の支払い

この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、請負代金（前払金を含む）の支払いは、令和6年度とする。

### (2) 工事請負契約書（工事の場合）

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記1の条項を挿入する。

### (3) 委託契約書（委託の場合）

別紙のとおりとし、特約条項で別記2の条項を挿入する。

## ※ゼロ債務負担行為とは

新年度に行う建設工事等に債務負担行為を設定し、現年度中に入札および契約をすることにより、現年度中あるいは新年度当初の着手を可能とするものである。現年度中には、前払金等の支出はなく（ゼロ）、翌年度以降の支出となることからゼロ債務負担行為という。

## [別記1] 特約条項（工事の場合）

第〇 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、請負代金（前払金を含む）の支払いは、令和6年度とする。

## [別記2] 特約条項（委託の場合）

（略）

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 \_\_\_\_\_ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項 及び特約条項 によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## 特約条項

この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、請負代金（前払金を含む）の支払いは、令和6年度とする。